

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

私の国民年金加入手続は、私が会社を退職した昭和50年1月頃に、妻がA町役場で行い、国民年金保険料は、送付されてくる納付書により妻が同町役場で夫婦二人分を納付していた。妻の申立期間の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続は、昭和51年5月又は同年6月頃に行われ、この頃に申立人に係る現在の国民年金手帳記号番号が払い出されたものとみられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までについて、申立人は、当該期間の国民年金保険料を同年1月31日に現年度保険料として納付したことを示す領収印が確認できる同年1月9日付け発行の領収証書を所持しており、当該領収証書の国民年金手帳記号番号欄には、現在の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が記載され、後に訂正された形跡が確認できる。このため、妻は、同年1月頃に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、その際、申立人に対しては、現在の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されたと考えられ、別の手帳記号番号に基づいて当該期間の保険料を納付したものの、行政側の記録管理が適切に行われず、申立人の現在の手帳記号番号に係る年金記録に反映されなかったものとみられる。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までについては、i) 妻の当該期間の国民年金保険料は、その主張のとおり、現年度保険料として納付されていること、ii) 妻は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとし

ているところ、上述の申立人が領収証書を所持している当該期間直前の50年1月から同年3月までの妻の保険料は、申立人と同様に同年1月31日に納付されており、当該期間直後の51年4月以降の保険料についても、申立人とほぼ同一日に納付されていること、iii) 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、妻についても、国民年金加入期間において保険料の未納は無いため、妻の保険料の納付意識は高かったものとみられることを考え合わせると、前述の申立人に係る現在の手帳記号番号が払い出されるまでの間は、妻が別の手帳記号番号に基づく納付書を用いて、上述の50年1月から同年3月までの保険料と同様に、引き続き、同年4月から51年3月までの保険料を現年度保険料として納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

申立期間当時、継続してA社B出張所に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社からの回答及び同社から提出された在職証明書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日に同社C出張所から同社B出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B出張所は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であるとともに、申立人と同時期に同社C出張所から同社B出張所に異動となった者が多数確認できる上、オンライン記録により、同社B出張所の新規適用日には、250人を超える従業員が被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間において、同社B出張所は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、同社B出張所に係る厚生年金保険適用事業所の届出が遅れたため、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届の提出も遅れた旨回答しており、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8457

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所へ変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 中部（愛知）厚生年金 事案 8458

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険組合の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所へ変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪

失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所へ変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所へ変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所へ変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所へ変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、8万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所に変ったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、8万6,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から同年12月23日まで  
C社から関連会社のA社に異動になり、勤務先が変わっただけで途切れなく勤務し、保険料も毎月控除されており、厚生年金保険の被保険者となっていない期間は無いはずであるので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の保管する給料支払明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務し（昭和44年11月21日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年12月の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和44年12月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないが、商業登記簿謄本によると、同社は、同年11月\*日に法人登記されており、申立人及び同僚の雇用保険の記録から、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社

は不明としているが、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月26日

申立期間について、A社から賞与の支給があったので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された給与支給明細書（控）（平成17年2回目賞与）により、申立人は、16万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、10万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、10万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

申立期間について、A社から賞与の支給があったので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給与支給明細書（平成17年2回目賞与）により、申立人は、12万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、7万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、7万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

申立期間について、A社から賞与の支給があったので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された給与支給明細書（控）（平成17年2回目賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日は昭和25年4月1日、資格喪失日は同年5月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年5月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に係る記録は、昭和25年5月1日に資格喪失している記録のみで申立期間に係る記録は無く、日本年金機構からは「昭和25年5月1日に船員保険の資格喪失をしている記録はあるが、資格取得日については不明である。」との回答をもらった。

中学校を卒業してすぐにA社に入社し、B船に乗船していたことは間違いないので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

船員保険被保険者台帳によると、申立人のA社における職務、標準報酬月額に係る等級の記載があり、昭和25年5月1日に船員保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるものの、資格取得年月日に係る記録が記載されていない。

しかし、申立人の妻は、「夫は、昭和25年3月に中学卒業後、すぐにA社に入社した。」と主張しているところ、A社に申立人より先に入社していたとする実兄は、「申立人は、中学卒業してすぐにA社に入社した。私自身は、入社後すぐに船員保険の被保険者記録があり、乗船者は全員船員保険に加入した。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していた

ことが認められる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和25年5月1日に被保険者の資格を取得しているB船乗船者40人中、船員保険被保険者台帳が確認できる者が21人おり、当該被保険者台帳によると、複数の者が同年5月1日より前に被保険者資格を取得していることが確認できる上、その21人のうち10人が申立人と同様、同社の資格喪失日（同年5月1日）は記載されているが、資格取得日が記載されておらず、その中には申立人が同級生と記憶する二人の同僚も含まれている。

さらに、上記船員保険被保険者名簿と船員保険被保険者台帳の氏名の不一致、当該船員保険被保険者台帳の訂正等も複数見られるところ、このことについて年金事務所は、「理由は不明である。」としていることから、社会保険事務所（当時）のA社に係る年金記録の管理が適切ではなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和25年4月1日、資格喪失日は同年5月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳の記録から、3,000円とすることが妥当である。

## 中部（富山）厚生年金 事案 8469

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月21日から同年5月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社B支店から同社本社に異動となった際の被保険者記録が1か月欠落している。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名票及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務し(昭和52年5月21日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和52年3月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 10 月から 23 年 4 月まで  
A社で勤務していた時の標準報酬月額の記録が、当時支給された給与より著しく低い額になっている。  
申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、11万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年6月6日付けで24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万8,000円）となっている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において24万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成19年6月は30万円、同年7月から同年9月までは32万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は30万円、20年1月から同年5月までは38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、34万円から38万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成20年6月から同年8月までは38万円、同年9月から22年8月までは36万円、同年9月から23年4月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月から20年5月まで  
② 平成20年6月から23年4月まで

申立期間①及び②において、A社で勤務し、給与も同社から支給されていたが、申立期間①についてはB社で厚生年金保険の被保険者となっていた。

申立期間①及び②について、標準報酬月額記録が当時支給された給与より著しく低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳、金融機関から提出された預金取引明細表（振込名は、A社）、申立人から提出された平成19年分及び20年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、当該期間において、32万円から41万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、30万円から38万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳、預金取引明細表、源泉徴収票において推認できる保険料控除額から、平成19年6月は30万円、同年7月から同年9月までは32万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は30万円、20年1月から同年5月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無い。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年6月6日付けで41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、上記賃金台帳、申立人から提出された給与明細書及び平成20年分から23年分までの給与所得の源泉徴収票から、申立人は、当該期間において、41万円の標準報酬月額に相当する給与を支給されていたことが確認できるとともに、34万円から38万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録



の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳、預金取引明細表及び課税資料において確認できる保険料控除額から、平成20年6月から同年8月までは38万円、同年9月から22年8月までは36万円、同年9月から23年4月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社などを経て、現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月1日から同年9月1日まで  
② 昭和49年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和46年7月にA社に入社し、入社直後にD社に配属され、約2年半後にB社E工場に異動したが、D社及びB社E工場へ異動した時の記録が途切れている。途中で会社を辞めたことはなく、記録が抜けていることに納得がいかない。記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社から提出された申立人に係る記録、同社の回答、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社及び同社グループ企業に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同じく昭和46年8月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にD社において同保険の被保険者資格を取得しているこ

とが確認できる同僚が提出した給与明細書によると、申立期間①に係る給与はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における昭和46年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「納付したと思うが、当時の資料が残っていないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、C社から提出された申立人に係る記録、同社の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社及び同社グループ企業に継続して勤務し（D社からB社E工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、D社における昭和48年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の定時決定の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「納付したと思うが、当時の資料が残っていないため不明である。」と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和49年3月30日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8473

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所へ変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8474

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、2万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月11日

A社の平成15年8月の賞与の記録が無い。賞与明細書は無いが、賞与額は預金通帳に記載されているので、標準賞与額に係る記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、当該期間に賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、2万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 中部（愛知）国民年金 事案 3720

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から48年3月まで

私の年金記録を平成元年頃にA社会保険事務所(当時)で確認した際には、国民年金保険料の未納は無く、老齢基礎年金については満額受給できる旨の説明を受けた。しかし、実際に年金受給年齢に達し、手続を行ったところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。保険料の納付は元夫が行っていたため、納付状況の詳細は不明だが、年金記録を確認した頃の納付記録と現在の納付記録が違っていることに納得できないので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、元夫と共に昭和36年3月頃に払い出されており、申立人及びその元夫の国民年金加入手続は、この頃に行われ、35年10月1日に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、申立人については、63年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでは国民年金被保険者であったことから、申立期間の国民年金保険料を元夫が納付することは可能であった。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする元夫からは当時の状況について確認することができないことから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする元夫の年金記録を踏まえても、申立人に係る申立期間の保険料が納付されたとする事情まではうかがえず、申立人に関する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、オンライン記録と同様、申立期間の保険料が納付された形跡は見当た



らない。

さらに、申立人に係る申立期間直後の国民年金保険料については、昭和 51 年 3 月に過年度保険料として遡って納付されていることが確認できるところ、この時期を基準とすると、申立期間の保険料については、既に時効が成立しており、元夫は遡って納付することができなかつたものと考えられるほか、申立期間は 108 か月と長期間であり、このように長期間にわたり記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8475（岐阜厚生年金事案 542 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月13日から36年12月30日まで  
前回、脱退手当金を受給していないとして申立てを行ったものの、当該申立てを認めることはできないとの通知を受けた。

しかし、脱退手当金が支給されたと記録されている頃、私は妊娠しており、当時は交通も不便で、脱退手当金を受け取りに行ったという記憶は無く、振り込まれたという記録も無いので、改めて調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人氏名等が記載されている欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年3月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「新たな資料を見付けることはできなかったが、当時、脱退手当金を受け取った覚えは無く、振り込まれた記録も無いので、改めて調査してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、当該主張のみでは、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、脱退手当金支給整理簿には、申立人の氏名、申立事業所において新たに払い出された厚生年金保険手帳記号番号及び脱退手当金支給金額が記載されているところ、当該記載はオンライン記録と一致しており、当時、脱退手当金の支給に関する事務処理が行われたこ

とがうかがえる。

このほかに、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、社会保険出張所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該未請求の被保険者期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。